

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小千谷市においては、隣接する長岡市、十日町市、魚沼市をつなぐ幹線交通である鉄道およびバスを軸に、市域内に広範に路線バス、循環線（R7. 9月末まで。10月からはAIオンデマンド交通に移行。）、乗合タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通については、3市間で高校生が相互に移動するため、また車を運転できない高齢者、障がい者を中心に新幹線駅、総合病院・大規模な商店等への移動が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通とつながる循環線（R7. 9月末まで。10月からはAIオンデマンド交通に移行。）、乗合タクシー等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及、県立高校の学級数減などにより、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加が発生している。

また一部地域では、幹線交通と乗合タクシーの乗り継ぎが不十分であるなど住民に不便を強いている状況にある。

令和5年度には、越後交通株式会社が塩谷線を廃止したことに伴い、タクシー会社による乗合タクシーへの転換を行うなど、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線を多様な形態で存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、当市の幹線路線及び循環線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 路線バス運行系統数 9路線（令和6年度 9路線）
（申請路線7路線 県単路線1路線、AIオンデマンド交通（フィーダー系統）1路線）
- ・ 路線バス利用者数 370,000人以上（直近年度の実績294,334人）
（7路線合計 390,600人／311,982人（R6））
- ・ 路線バス収支 平均46.2%以上（令和6年度 38.3%）
- ・ 公共交通に係る市の財政負担額 25,000千円以内（令和6年度 42,504千円）
（AIオンデマンド交通除く）
公共交通に係る市の財政負担額 53,643千円以内（令和7年10月運行開始）
（AIオンデマンド交通）

（小千谷市地域公共交通計画 P14 参照）

内訳

運行系統名	目標（人）	R6実績（人）
長岡～十日町	71,900	60,825
長岡～小千谷①	29,300	27,018
長岡～小千谷②	152,500	96,391
長岡～小千谷③	47,900	38,078
小千谷～十日町	40,700	42,805
小千谷～小国	20,300	22,655
小千谷～小出	28,000	24,210
合計	390,600	311,982

(2) 事業の効果

幹線となる路線を維持することにより、市内の高校生、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、外出促進による健康寿命の延伸・買い物利用等による地域経済の活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し、利便性向上（事業者）
- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（小千谷市）
- ・広報などによる路線バス利用促進（小千谷市）
- ・子ども向けや高校生に向けた公共交通利用の取組（小千谷市、事業者）
（小千谷市地域公共交通計画 P17～23 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【表1の概要】

（単位：千円）

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R8年度補助（R7.10～R8.9運行）	2	7	24,150
R9年度補助（R8.10～R9.9運行）	2	7	24,150
R10年度補助（R9.10～R10.9運行）	2	7	24,150

① 予定している時刻表・系統図

別紙を添付（系統図）

② 運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施（新潟県ホームページ及び市町村を通じて周知）
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
 - ・ バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
 - ・ 当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
 - ・ 運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

③ 輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式

「表1-5」を添付（平均乗車密度算定表）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 利用者数や収支について、地域公共交通協議会での評価を実施
- ・ 住民ヒアリング（利用者との懇談会開催）等

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

表3を添付

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
※該当なし	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和4年4月13日（第1回）	協議会設立、規約、事業内容について協議
・ 令和4年6月28日（第2回）	書面決議 規約の改正
・ 令和4年9月22日（第3回）	地域公共交通計画策定に向けたアンケート内容
・ 令和4年12月15日（第4回）	書面決議 フィーダー計画の事業評価
・ 令和5年2月21日（第5回）	アンケート調査結果の報告、内容審議
・ 令和5年6月29日（第1回）	地域公共交通計画（案）の協議
・ 令和5年9月21日（第2回）	地域公共交通計画（案）の協議、パブリックコメントの実施について協議

・ 令和5年12月22日（第3回）	パブリックコメントを踏まえた最終案の協議、合意により地域公共交通計画が完成
・ 令和6年6月25日（第1回）	令和7事業年度の申請に向けた内容協議
・ 令和6年11月6日（第2回）	A I オンデマンド交通の導入案、乗合タクシーの運行について協議
・ 令和7年1月16日（第3回）	書面決議 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
・ 令和7年2月28日（第4回）	書面決議 地域公共交通計画の改正
・ 令和7年6月30日（第1回）	令和8事業年度の申請に向けた内容協議
19. 利用者等の意見の反映状況	
本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小千谷市城内一丁目13番20号

(所 属) 小千谷市にぎわい交流課

(氏 名) 樋口 未来

(電 話) 0258-83-3512

(e-mail) kouryu@city.ojiya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。